

平成 24 年 天草市農業委員会第 13 回総会議事録

平成 24 年 12 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1 番	鶴田 雄士	君	2 番	稲田 秀敏	君
3 番		君	4 番	川口 直	君
5 番	武内 正俊	君	6 番	森本 文隆	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	中村三千人	君
9 番	小松 信男	君	10 番	江良 邦勝	君
11 番	浦上 廣幸	君	12 番	山本 友保	君
13 番	佐藤 駿二	君	14 番	福本 富人	君
15 番	山下 和弘	君	16 番	川峯 正美	君
17 番	川崎眞志男	君	18 番	森岡 一正	君
19 番	松本カヅエ	君	20 番	橋本 正寛	君
21 番	宮崎 義一	君	22 番	森下 雅成	君
23 番	滝下清三郎	君	24 番	山田 勝彦	君
25 番		君	26 番	柴田 眞一	君
27 番	山本 隆久	君	28 番	松岡 健吾	君
29 番	小堀田幸一	君	30 番	小川 浩治	君
31 番	松原 高弘	君	32 番	松川 兼光	君
33 番	戸谷 泰典	君	34 番	倉田 喜一	君
35 番	池田 裕之	君	36 番	梅田 良二	君
37 番	平岡 秀樹	君	38 番	本田 実	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

3 番	川原 昭雄	君	25 番	前田 達也	君
-----	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 62 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 63 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 64 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。平成24年の最後の総会になります。ただ今から総会を開催致します。はじめに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。たいへん雨の中、また寒い中にご出席いただきましてありがとうございます。またこの1年、今日が最後の総会でございますけれども皆様大変お疲れ様でした。12月になりましてから国政のほうも大きく変化してまいりまして、衆議院の解散、総選挙それに政権交代ということで私達の農業もどのように変わっていくのか注目しているところでございますけれども、特にTPPの問題、土地改良などの問題点、道路整備など大変遅れている所もあるかと思っております。そういう中で私達も色々な要求をしながらこれから進めていってほしいと思っております。来年は巳年だそうでございます皆様にとって実り多い年になりますように祈念致しまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日3番川原委員、それから25番前田委員から欠席の届けが出ておりますが、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） それでは、9番小松信男委員、10番江良邦勝委員を指名致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

事務局（藤崎慎二君） お手元の資料、 をご覧ください。1番について説明します。山の手町の譲受人は南町の譲渡人より、南町の畑584㎡を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。亀場町の譲受人は、佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑931㎡を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑307㎡を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許

可要件には該当していません。申請地には、柿を栽培される計画です。

4番について説明します。御所浦町の譲受人は、御所浦町の譲渡人より、御所浦町の畑204㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、甘夏を栽培される計画です。

5番について説明します。御所浦町の譲受人は、御所浦町の譲渡人より御所浦町の畑181㎡を売買により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、デコポンを栽培される計画です。

6番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田1,463㎡、畑18,478㎡を贈与により取得したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、みかんを栽培される計画です。
議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。この申請案件は今年の5月に利用権設定をされた所でございまして、譲渡人から高齢だから買ってこれという事で今回3条の申請になったものでございます。場所は十万山の東にある畑でございまして。申請人の畑と接しておりまして大変便利だからということで申請されたものでございます。周囲は竹山と申請人の畑と接している場所でございますので問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。譲渡人は夫婦で生活されているのですが、旦那さんが3年前から寝たきりになり奥さんが1人で農業を頑張っているんですけど、旦那さんが3年前から寝たきりになり奥さんが1人で農業を頑張っているんですけど、どうしても収入として成り立たないということでした。譲受人の方が耕作するのはいいんじゃないかと見てきました。実際今の所は耕作してある土地ですから何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

11番 (浦上廣幸君) 11番、浦上です。よろしくお願い致します。先ほど3番について説明がありましたけども、譲渡人は有明町の方ですが、申請地が島子にあり居住地の須子から島子に通うのが大変ということで申請地に近い方をお願いをしたら、譲受人が耕作しますと受けられたそうでございます。これは島子にある病院の駐車場のまん前、1mも離れておりません。そこに約3畝ですけど土地がありまして、ここに柿を植えるということで私も確認しましたので、よろしくお願い致します。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願いします。

37番 (平岡秀樹君) 37番、御所浦の平岡です。4番について説明を致します。譲受人はまだ元気なご両親と4人で農業を営んでおられます。両親が年を取ってこられたので、譲受人も段々と農業の分野に力を入れてこられるようになりました。この間、農地パトロールで回った時、孟宗竹栽培と柿をされていたらしゃいました。孟宗竹の栽培と言われると皆さんびっくりされるかと思いますが、御所浦には孟宗竹はありません。その一箇所だけです。そしてタケノコを栽培し販売される予定だそうです。柿も結構、樹齢も6年から7年くらいになると思いましたが、柿8年と申しまして結構なっていました。なっていましたと言っても回った時は無かったですけどなった後はありましたので、8年位かなと思ってですね。農業の合間に夏は漁業も営まれております。大変頑張り屋でございます。立派な後継者として頑張っておられます。問題はないと思います。どうかよろしく審議くださいようお願いします。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次の5番の議案につきまして平岡委員が議事参与の制限により審議開始から終了まで退席されます。5番議案審議終了後に入室、着席していただきます。

(37 番平岡委員 退席)

議長 (鶴田雄士君) それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

事務局 (藤崎慎二君) 担当委員さんが申請人となっておりますので事務局のほうより代わりましてご説明を申し上げます。今回の対象となります農地は御所浦町御所浦の本島東側中腹にありまして、軽トラックが1台通るような狭い道路の脇にあります。借受人さんは41歳でご両親と元気に屋根かけデコポン、露地デコポンの栽培をされております。地域の後継者のリーダーとしても頑張っておられます。特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願い致します。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

(37 番平岡委員 入室、着席)

議長 (鶴田雄士君) それでは6番について担当委員より説明をお願いします。

2番 (稲田秀敏君) 2番、稲田です。6番の3条申請を説明申し上げます。譲渡人と譲受人は親子でございまして、現在柑橘園を1町8反あまり、それに水田を1反作っております。譲受人他1名というのは夫婦でございまして、譲受人が4年程前から体調を壊して長男である譲受人が帰ってきて一生懸命ハウス栽培をなさっています。何ら問題はございません。尚、この譲渡人は認定農家でございまして、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長 (鶴田雄士君) 日程第 3、議第 62 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 資料 、 、 及び前方のスクリーンをご覧ください。

1 番について説明します。静岡県静岡市の申請人は貸駐車場とするため、本渡町本渡の田 29 m²、畑 50 m²を転用したいというものです。既に造成が完了しているため始末書が添付されております。資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

1 番 (鶴田雄士君) 1 番の鶴田です。1 番につきまして説明致します。資料 の 1 ページの図面を見ていただけると分かると思いますが、申請地は広域連合の庁舎付近でございます。ここを貸駐車場としたいということでございます。写真で見いただきますと住宅のすぐ横でございます。その南側に水田がございますけれど駐車場ということで問題はないかと思いますが、隣接所有者からの同意書はいただいております。既に駐車場として整地されてございましたので、始末書が付けてあります。別に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 2 番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 2 番について説明します。天草町の申請人は農家住宅を建築するため、楠浦町の田 377 m²、畑 252 m²を転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっ

ており、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（森下雅成君） 22番、森下です。2番についてご説明を致します。申請地は新和町に通じる通常草積線といっている道路付近でございます。申請地の周辺は工場や事務所が点在している状況でございます。この周辺の土地に農家住宅を建築したいとの案件であります。給水計画でございますが、給水は市水道より、排水につきましては合併浄化槽を経由して道路側溝へ、雨水につきましては自然排水で処理する計画でございます。申請地には既に倉庫が建っておりますので始末書が添付されております。地区の区長さんより同意をいただいておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次の3番の議案につきまして山本友保委員が議事参与の制限により審議開始から終了まで退席されます。3番議案審議終了後に入室、着席していただきます。

（12番山本委員 退席）

議長（鶴田雄士君） それでは3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎慎二君） 3番について説明します。亀場町の申請人は、植林し山林として管理するため、亀場町の田574㎡、畑243㎡を転用したいというものです。既に植林してあるため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（森下雅成君） 申請人が農業委員さんでございますので、22番森下が代わりまして説明を致します。3番についてご説明を致します。申請の場所は天草地域医療センターの隣接地でございます。申請人は植林し山林として管理したいという案件でございます。なお、申請人の父親が十数年前に無断で杉の植林をされており始末書を添付されております。隣接地の所有者2名と区長の同意も添付されており何ら問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

(12 番山本委員 入室、着席)

それでは 4 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 4 番について説明します。佐伊津町の申請人は植林し山林として管理するため、佐伊津町の畑 170 m²を転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

13 番 (佐藤駿二君) 13 番、佐藤です。申請人は 20 数年前に植林したということです。場所からいきますと佐伊津の工業団地付近です。雨水は自然排水されるところで区長さんの排水同意書も申請人の始末書も添付してあります。ご検討をよろしくをお願いします。

議長 (鶴田雄士君) ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは 5 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (吉田直哉君) 5 番について説明します。五和町の申請人は太陽光発電による売電施設を整備するため、五和町の田 3,554.23 m²を転用したいというものです。申請地を含めた全体の事業面積は 4,968 m²となっております。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 (鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

7 番 (佐々木碩哉君) 7 番、佐々木です。5 番について説明致します。申請の場所は天草空港のすぐ下でございます。ここは朝早くから夕方遅くまで日当たりが非常に良いところでございます。この土地のすぐ下、さらに右側に農地があるわけですが、土地所有者からの同意書ももらっていらっしゃいます。太陽光発電施設ですから影がたつとかそういう問

題は無いわけでございます。排水は元々田んぼでございましたので、その排水路を通して川に流すようになっております。周囲に迷惑は掛からないと思われまますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の申請人は、墓地とするため有明町の畑64.53㎡を転用したいというものです。既に基礎工事がしてあるため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

24番（山田勝彦君） 24番、有明の山田と言います。6番について説明致します。場所は国道より100m位入った地域でございますが、墓地への転用ということで色々と許可申請等が必要ということで現在工事を中断してもらっています。現場が雑木の急傾斜地で畑としてはあまり見込めないということです。隣接地の所有者から同意書も取れております。また始末書もついております。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは7番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 7番について説明します。河浦町の申請人は桜を植栽し山林とするため、河浦町の畑336㎡を転用したいというものです。既に植栽されているため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

30 番（小川浩治君） 30 番の小川です。場所は河浦町の今富地区になります。法に不慣れな為、無断で桜を植林してしまいました。始末書も出ておりますが、地区の区長さんが排水の同意もしておりますので、どうか皆さんのご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 63 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 引き続き資料 、 、 及び前方のスクリーンをご覧ください。

1 番について説明します。本渡町の譲受人は耕作用の通路とするため、本渡町の譲渡人から本渡町の田 36 m²を交換により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。1 番について説明致します。申請人はただ今の事務局の説明のとおり、農道として転用したいというものです。図面につきましては資料の 8 ページをご覧ください。場所は天草畜協付近になります。前方の写真を見ていただきますと耕運機があるところが申請者の農地となっております。畦道で道路幅が狭い為何年もこういった状態で置きっぱなしになっております。手前の赤く囲んである所を譲り受け、進入路にして安心して農作業が出来るようにしたいということでした。隣接地の同意も取っており、特に問題ないかと思しますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは 2 番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。船之尾町の譲受人は貸駐車場とするため、亀場町の譲渡人から亀場町の畑 265 m²を交換により取得し転用したいというものです。既に造成が完了しているため始末書が添付されています。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

12番（山本友保君） 12番、山本です。2番を説明致します。場所は亀川から楠浦へ通じるバイパスがございますけれど、ちょうどその頂上付近でございますけど、亀場町在住の譲渡人は畑 265 m²を船之町在住の譲受人と土地を交換しまして貸駐車場とするための申請でございます。写真のように既に埋め立てして駐車場として利用してありますので始末書が添付されています。排水は自然排水ということで、近くに既設の側溝がありますのでそこに流していきます。また図面の左側のほうに大きい木が立っていますけど、こちらは山林になっていますので一部の雨水はこちらのほうに流れるということでございます。隣接の方の同意書も添付されております。区長さんの排水同意書も添付されています。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。写真にある地番が見にくいのですが、手前の土地は農地ではないみたいですが申請はされているのでしょうか。確認です。

12番（山本友保君） ここは同じ持ち主で、今軽トラックが停まっている所と赤ペンで囲んである所を駐車場にしますということでございます。

事務局（吉田直哉君） 事務局のほうから若干補足をさせていただきます。今、小堀田委員からご指摘があった件ですが、手前の筆が元々1反程あるのですが、そこを今回貸駐車場分として分筆をされまして貸駐車場として利用するという事です。分筆された残りは農地として今後も利用されていくということ。ちょっと写真が見にくくて判りにくいですが、手前と奥の2筆を転用されるということでございます。

29番（小堀田幸一君） 判りました。

議長（鶴田雄士君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは、3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君）3番について説明します。栖本町の譲受人は薬局を新設するため、北九州市の譲渡人から下浦町の畑 286 m²を売買により取得し転用したいというものです。十数年前から石材工場として無許可で使用されていたため、譲渡人から始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鶴田雄士君）次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君）28番、松岡です。3番の案件につきまして、私のほうから説明申し上げます。ここは下浦町にある自動信号機のすぐ近くでございます。近くには色々な病院施設がございます。この病院施設には外部に薬局がないということで、ここに薬局を作りたいということです。譲受人は大体下浦の人で今栖本の町立病院のところに薬局を開いております。この説明は次の4番案件にも関連しております。コンクリのところは石工所の跡です。ここは地主の方が相続されて福岡におられます。この土地を譲渡人が病気で倒れて管理を出来ないということで更地にしたら、ここは薬局にいいということで話が出たそうです。無断で畑にコンクリをしたということで始末書が添付されております。そして下のほうは沈殿槽ですね。無断で沈殿槽を作っております。ここも埋めているので始末書が出ております。

議長（鶴田雄士君）ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君）質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君）ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは4番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君）ただ今松岡委員のほうから関連ということで4番までご説明されましたが、4番について説明します。栖本町の借受人は薬局新設に伴う従業員用駐車場とするため、下浦町の貸渡人から下浦町の田 47 m²を賃借により転用したいというものです。これは前の案件の譲受人が薬局新設と同時に行なう事業です。ここも以前から石材工場として無許可で使用されていたため、貸渡人から始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

写真の奥の薬局を建てる部分の所有者と手前の従業員駐車場の所有者は違まして、奥

は法人で転用されます。店舗と駐車場の間に通路がありますが、ここは里道になります。
以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君） 4番の案件は3番の説明と今事務局から説明があったとおりでございます。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは5番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。下浦町の譲受人は貸駐車場とするため、熊本市の譲渡人外2名から下浦町の畑77㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。5番について説明致します。資料の12ページを見てください。これは下浦の郵便局から海岸の方に船場という集落がございます。地図で見られるとおり家ばかりです。高齢者ばかりの住宅地です。この譲受人の家の横にある畑でございますが、この畑の主は以前に亡くなられて子供達3人それぞれの名義で登記してあります。3人ともよそに嫁いで高齢でこちらには帰ってこないということ、今まで無断で駐車場に借りておられたそうで、始末書が出ております。以上のようなわけでございます。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 6番、7番は資料13、14ページの地図をご覧くださいと判りま

すが、どちらも土地改良事業で整備された非農用地区域にあり、関連すると思いますのでまとめて説明させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

事務局(吉田直哉君) まず、6番について説明します。下浦町の譲受人2名は耕作用通路とするため、下浦町の譲渡人から下浦町の田165㎡を受贈し転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地となっております。なお、第1種農地は原則として不許可であります。申請地は換地計画で非農用地と定められているため、不許可の例外規定に該当します。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

7番について説明します。下浦町の譲受人2名は耕作用通路とするため、下浦町の譲渡人から下浦町の田141㎡を受贈し転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、申請地は6番の案件と同じ事業で土地改良法による換地処分された第1種農地となっております。なお、第1種農地は原則として不許可であります。申請地は換地計画で非農用地と定められているため、不許可の例外規定に該当します。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。以上です。

議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

28番(松岡健吾君) 28番、松岡です。ただいま事務局から説明がありましたけれど、土地改良によって換地された場所でございます。換地された時に道として登記してなかったそうでございます。今回登記したいということでここに上がったと本人さん達は言われておりました。隣接農地には柿など植えてあります。以上です。

議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番の件につきまして、審議致します。質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 8番について説明します。本渡町の譲受人は、個人住宅を建築するため、本渡町と北原町の譲渡人から本町の田 183 m²と畑 150 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。8番について説明を致します。事務局の説明のとおり譲受人は借家住まいでありましたけれど、かれこれ2、30年なるかと思えます。今回、子供さん達が大きくなり家を建てたいということで土地を買われるということでございます。場所ですが、本町の北東になります。旧県道が入っておりましてその県道横の畑2枚でございます。写真で見ますと電柱を挟んで手前と先、手前が旧道の県道でございます。ここは小さい草が生えてきれいに掃ってありました。地図で見ますと手前が北側でございます。左側が東になりますが、ここも既に宅地となっております。今度定年で帰ってこられて家を建てるということでございます。右側が西でございますが、これは既に家が建っております。南側が譲渡人の水田でございますので、同意書は排水同意書の区長さんのだけ取っております。宅地にして家を建てても前の水田は南側でございますので別に影響ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは9番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 9番について説明します。本渡町本戸馬場の借受人は自己住宅及び通路とするため、本渡町本戸馬場の貸渡人から佐伊津町の畑 160 m²を使用貸借により転用したいというものです。既に通路が整備されているため始末書が添付されています。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。ただいま事務局の方から報告ありました貸渡人と借受人は夫婦です。借受人夫婦が住む家を作るということです。通路として整備してある

ので始末書が付いております。区長さんの同意書も付いております。それと親子という関係で娘さんから金を借りるということで娘さんからの貸付の証明書も出ております。審議をよろしく願います。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは10番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 10番について説明します。五和町の譲受人は貸資材置場にするため、佐伊津町の譲渡人外1名から佐伊津町の畑1,090㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄二君） 次に担当委員より説明をお願いします。

13番（佐藤駿二君） 13番、佐藤です。譲渡人は2名になっています。そのうちの1名は先ほど出てきました譲渡人ですけども、さっき申し上げたとおり本人は寝たきりで奥さんが1人で野菜を作っているような状況でございます。そこに資材置場をやるということだそうです。区長さんの排水同意書が付いております。既に造成してあるため始末書も付いております。以上です。よろしく願います。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは11番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 11番について説明します。五和町の譲受人は植林し山林とするため、大阪市の譲渡人から五和町の畑1,869㎡を売買により取得し転用したいというものです。既に植林されているため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。以上です。

議長（鶴田雄二君） 次に担当委員より説明をお願いします。

27番（山本隆久君） 27番、山本です。11番について説明致します。譲受人と譲渡人は親戚関係でございます。写真を見てもお判りのとおり山林として管理したいという申請でございますけれど、実はここは元々親戚関係で譲受人がみかん園として借りて畑を作っておられたそうでございますけども、昭和60年からの柑橘系の転換事業でみかんを切ってその後杉の木を植えていたという状況でございます。それで譲渡人が大阪でこっちは帰ってこないということで買ってくれないかということで、今回の申請になったことでございます。何ら問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

それでは12番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（藤崎眞二君） 12番について説明します。上天草市松島町の譲受人は、太陽光発電施設を設置するため、倉岳町の譲渡人から、倉岳町の畑233㎡、田936㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26番（柴田眞一君） 26番、柴田です。申請案件について説明致します。ただ今事務局より説明がございましたとおり太陽光パネル設置ということで現地確認を致しました。周辺農地ですけど何も作っていないということですが農地所有者の同意書が付けられております。それと排水ですが、区長の同意書も得られております。どうかご審議をよろしくをお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありますか。

17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。事務局にお尋ねしたいのですが、2種農地はこうやって問題なく許可相当となる場合が多いのですが、現在田んぼや畑とか作物が作ってある所の農地を太陽光発電に転用しようとした時に何か問題は出てきますか。

事務局（森内健二君） 2種農地とのことですので、耕作がしてあるかないかは特には関

係ないと思います。周辺の農地に悪影響を及ぼすとかそういったことがあれば話は別ですけど、そうでなければ特に問題ないと思います。

議長（鶴田雄士君） 川崎委員。よろしいですか。

17番（川崎眞志男君） はい、了解しました。

議長（鶴田雄士君） 他にご意見はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

それでは13番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 13番について説明します。新和町の譲受人は植林し山林とするため、山の手町の譲渡人から新和町の畑 2,677 m²を売買により取得し転用したいというものです。既に植林されているため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。以上です。

議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

17番（川崎眞志男君） 17番、川崎です。13番についてご説明致します。スクリーンをご覧のとおり昨日見てきたのですが、既に植栽されていまして多分20年か30年経っています。そこで売買することにあたって畑だったということでこうやって申請が出されていると思います。周りは作物とか何とか作っていないし、ほぼ山です。同意書も取っておりますので何ら問題はないかと思います。ご審議の程よろしくどうぞお願いします。

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第64号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題と致します。

事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第64号について説明します。1番の五和町の申請人ほか所有権

移転の計画が 2 件、利用権の新規設定の計画が 20 件、再設定の計画が 22 件で、総面積は 109,587 m²となっております。

なお、議案中 1 ページ目の 2 件が所有権移転、5 ページ目の 24 番、25 番及び 6 ページ目の 32 番から 7 ページ目の 40 番までが農地利用集積円滑化団体を通じての転貸の案件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

議長（鶴田雄士君） 事務局の説明がありました。各担当委員から補足の説明はありませんか。

（補足説明なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました所有権移転 2 件、利用権設定 42 件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

議長（鶴田雄士君） 日程第 6、報告事項について、事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

事務局（藤崎眞二君） ご覧いただく資料は資料 の最後のページになります。農地利用・形状変更届が 10 件あり、新和町と本渡町に畑と田を埋土し耕作するというものが 2 件と、有明町の畑と田に農業用の倉庫を建築するためのものが 2 件、下浦町の田から畑に利用変更し耕作するものが 6 件でした。

許可不要転用届の 4 条関係が 2 件あり、有明町の畑に農業用倉庫を建築するというものと、同じく有明町の田と畑にみかん倉庫を建築するというものです。

また、5 条関係が 2 件あり佐伊津町と下浦町の畑と田に、それぞれ携帯電話基地局を設置するというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 13 回総会を閉会致します。

午後 3 時 20 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 江良邦勝

署名委員 川松信男